

各要望事項に関連する消防法令上の 技術基準について

※法令名については、次のとおり略称を用いる。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306）・・・政令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）・・・規則

① セルフ給油取扱所におけるタブレット端末等による給油許可

セルフ給油取扱所においては、事業所内の制御卓に従業者を配置し、顧客による給油作業の監視を行うこととしているところ、タブレット端末等によっても給油許可等を可能とする。

(イメージ図)



【消防法令等の規定等】

<危険物の貯蔵及び取扱いに共通する技術上の基準>

- 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発生する機械器具、工具、履物等をしようしないこと。

(政令第24条第13号)

→ 給油取扱所における携帯型電子機器の使用については、「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(平成30年8月20日付け消防危第154号)により、一定の安全基準や運用上の留意点を示している。

【消防法令の規定等（つづき）】

<セルフ給油取扱所において顧客の作業を監視等する設備の基準>

- 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。
 - ・制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。
 - ・制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分は、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。
 - ・制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始及び停止するための制御装置を設けること。
 - ・制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。
 - ・顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

（規則第28条の2の5第1項第6号）

- 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあっては、次に定めるところによること。
 - ・可搬式の制御機器には、顧客用固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を開始及び停止するための制御装置を設けること。
 - ・可搬式の制御機器には、全ての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

（規則第28条の2の5第1項第7号）

<セルフ給油取扱所における制御卓での取扱い基準>

- 制御卓において、次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。
 - ・顧客の給油作業等を直視等による適切に監視すること。
 - ・顧客の給油作業等が開始されるときは、火気のないこと等その他安全上支障の無いことを確認した上で、制御装置を用いて危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
 - ・顧客の給油作業等が終了したとき及び固定給油設備等のホース機器が使用されていないときには、制御装置を用いて危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
 - ・非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置により危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備等における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
 - ・放送機器等により顧客の給油作業等について必要な指示を行うこと。

（規則第40条の3の10）

②給油取扱所における屋外での物品販売等

物品販売等の業務は、原則として建築物の一階で行うこととしているところ、建築物の周囲の空地であっても、物品販売等の業務を可能とする。

イメージ



【消防法令の規定等】

○電気設備は、第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。
(政令第17条第1項第21号)

→ 給油取扱所の電気設備については製造所の電気設備の例によることを定めたもので、危険物を取り扱う施設においては、可燃性蒸気又は可燃性微粉が漏出し、又は滞留するおそれがあるので、このような場所に設ける電気設備については、電気設備が火災等を発生させる火源とならないように配慮する必要がある。また、電気自動車用急速充電設備を設置する際は、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(平成24年3月16日付け消防危第77号)により通知されている。(逐条危政令より)

【消防法令の規定等】（つづき）

○給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこと。

（政令第17条第1項第23号）

→ 「給油に支障がある設備」とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものとされている。（逐条危政令より）

○自動車等に給油するとき等は、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲においては、他の自動車が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検等を行わないこと。

（政令第27条第6項第1号子）

→ 自動車等に給油を行っているとき等は、その周囲に可燃性蒸気が滞留するおそれがあることから、着火源となりえる他の自動車等を付近に駐車しないこととされている。（逐条危政令より）

○令第27条第6項第1号子の総務省令で定めるとき及び同号子の総務省令で定める部分は、次の各号のとおりとする。

一 自動車等に給油するとき

固定給油設備（ポンプ室に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以内の部分（第25条の4第1項第3項及び第4項の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部を除く。）

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4m
その他の固定給油設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

二 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するとき

専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分

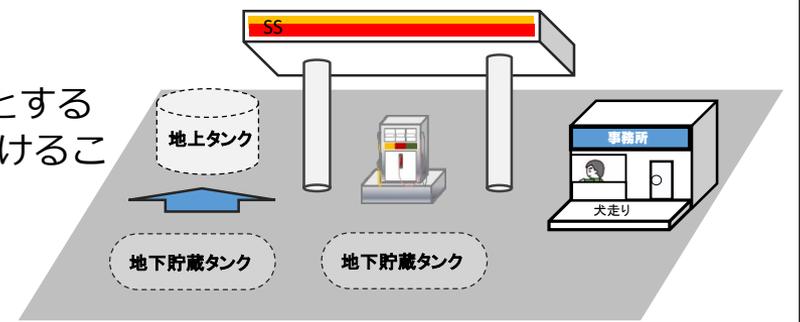
（規則第40条の3の4）

【消防法令の規定等（つづき）】

- 物品の販売、飲食店又は展示場の用途に係る業務は、総務省令で定める場合を除き、建築物の一階のみで行うこと。
（政令第27条第6項第1号ヲ）
- 令第27条第6項第1号ヲの総務省令で定める場合は、次に掲げる場所において前項の業務を行う場合とする。
ただし、火災の予防上危険がある場合又は消火、避難その他の消防の活動に支障になる場合を除く。
 - 一 容易に給油取扱所の敷地外へ避難することができる建築物の二階
 - 二 建築物の周囲の空地（自動車等の通行が妨げられる部分を除く。）（規則第40条の3の6）

③地上タンクを設置する給油取扱所の活用方策

固定給油設備等に接続する専用タンクは、地下タンクとすることとしているところ、これに替えて地上タンクを設けることを可能とする。



【消防法令の規定等】

- 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は1万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（※）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。

（政令第17条第1項第7号）

※ボイラー等に直接接続するタンク

- 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンク及び廃油タンク等以外の危険物を取り扱うタンクを設けることはできないこととされている。したがって、例えば地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから直接給油することはできない。

なお、簡易タンクについては、地域の防火上の観点から、防火地域及び準防火地域以外の地域のみ、その取り扱う危険物の品質ごとに1個ずつ計3個まで設けることができる。

（逐条解説 危険物政令（以下「逐条危政令」という。）より）

- 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する第7号の専用タンクの配管のみとすること。

（政令第17条第1項第9号）

- 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、第7号の専用タンクからの配管のみとされており、屋外貯蔵タンクと固定給油設備又は固定注油設備とを直接配管で接続することはできないとされている。また、ドラム缶等によって注入してはならないこととされている。（逐条危政令より）

④タンクローリーと可搬式給油設備を接続して給油等を行う 給油取扱所の活用方策

定期的に各地域を巡回しタンクローリーと可搬式給油設備を接続して給油等を行う形態を可能とする。



【消防法令の規定等】

- 給油取扱所の給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備（以下「固定給油設備」という。）とすること。（政令第17条第1項第1号）
 - ※自動車等に給油するときは、固定給油設備を使用して直接給油すること。（政令第27条第6項第1号イ）
 - ※給油中は原動機（エンジン）を停止すること。（政令第27条第6項第1号ロ）
 - ※自動車等の一部又は全部が給油空地からはみ出たまま給油しない。（政令第27条第6項第1号ハ）
- 給油取扱所の給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備とすることとされている。（逐条危政令より）
- 自動車等に給油するときは、固定給油設備を用いて直接給油することにより、危険物の漏れ、給油時における静電気の蓄積等が生じないように配慮されている。（逐条危政令より）
- 自動車等への給油行為の際、着火源として考えられるものは、ガソリン等の流動に伴い発生する静電気のほか、駆動中の自動車の原動機等が考えられるので、給油中は原動機を停止させなければならない。（逐条危政令より）
- 自動車等に給油を行うときは、車両衝突等による不測の事態や排水溝の外における危険物の流出事故の発生を防止するため、給油行為は自動車等がこの給油空地内に完全に留まった状態で行われなければならない。（逐条危政令より）
- 固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするのための、間口10m以上、奥行6m以上の空地で総務省令で定めるもの（以下「給油空地」という。）を保有すること。（政令第17条第1項第2号）
 - 給油空地は、固定給油設備を設け、自動車等の出入り及び給油に利用される空地であり、出入り時における事故防止の観点から、給油空地の大きさが定められている。（逐条危政令より）

【消防法令の規定等（つづき）】

- 給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないための総務省令で定める舗装をすること。
（政令第17条第1項第4号）
 - 給油空地の地盤面は、漏れた危険物が浸透しないための舗装として、コンクリート等で舗装し想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないもの、漏れた危険物が浸透しないもの、耐火性を有するもの等とすることとされている。（逐条危政令より）
- 給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令で定める措置を講ずること。
（政令第17条第1項第5号）
 - 給油空地の地盤面は、排水、可燃性蒸気の滞留防止等のため、周囲の地盤面より高くするとともに、適当な傾斜をつける等の構造とすることとされている。また、漏れた危険物や油混じりの排水等が、敷地外に流出拡大するのを防止するため、貯留設備を設けることとされている。（逐条危政令より）
- 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量1万リットル以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク（以下「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。（政令第17条第1項第7号）
- 専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、政令第13条第1項等に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。（政令第17条第1項第8号イ）
 - 給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は簡易タンク及び廃油タンク以外の危険物を取り扱うタンクを設けることはできないこととされており、例えば、地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクから直接給油することはできない。
なお、簡易タンクについては、街区における地域の防火上の観点から、防火地域及び準防火地域以外の地域のみ、その取り扱う危険物の品質ごとに1個ずつ計3個まで設けることができる。（逐条危政令より）

【消防法令の規定等（つづき）】

- 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する第7号の専用タンクの配管のみとすること。（政令第17条第1項第9号）
 - ※配管は、金属製のものとすること。（規則第25条の2）
- 固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、第7号の専用タンクからの配管のみとされており、屋外貯蔵タンクと固定給油設備又は固定注油設備とを直接配管で接続することはできないとされている。また、他のドラム缶等によって注入してはならないこととされている。（逐条危政令より）
- 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2メートル以上塀又は壁であって、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるものを設けること。政令第17条第1項第19号）
 - 給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するため、耐火構造又は不燃材料で造った高さ2メートル以上の塀又は壁を設けなければならない。
なお、開口部は有しないものであり、かつ給油中等において火災が発生した場合、隣接又は近接する敷地の建築物の表面及び給油取扱所の塀又は壁の裏面における輻射熱が一定の値以下となることとされている。
（逐条危政令より）
- 給油取扱所に専用タンク又は簡易タンクがある場合において、当該タンクに危険物を注入するときは、当該タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備の使用を中止するとともに、自動車等を当該タンクの注入口に近づけないこと。（政令第27条第6項第1号へ）
 - 移動貯蔵タンクから給油取扱所の専用タンク等に注入するときは、火災発生防止のため、固定給油設備等の使用を同時に行うこと又は自動車等を注入口に近づけないこととされている。（逐条危政令より）

【消防法令の規定等（つづき）】

- 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに液体の危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結すること。ただし、総務省令で定めるタンクに引火点が40度以上の第4類の危険物を注入するときは、この限りでない。（政令第27条第6項第4号イ）

※引火点が40度未満の危険物を注入するときは、移動タンク貯蔵所の原動機（エンジン）を停止させること。
（政令第27条第6項第4号二）

- 移動貯蔵タンクから液体の危険物を容器に詰め替えないこと。ただし、総務省令で定める容器に引火点が40度以上の第4類の危険物を詰め替えるときは、この限りでない。（政令第27条第6項第4号ロ）

※ガソリン等静電気による災害が発生するおそれのあるものは、移動貯蔵タンクを接地（アース）すること。
（政令第27条第6項第4号ハ）

※総務省令で定める容器…運搬容器

→ 移動貯蔵タンクから他のタンクに危険物を注入する際は、その注入口付近において流出事故等が発生するおそれがあるため、移動貯蔵タンクの注入ホースを、注入口に緊結しなければならない。ただし、指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに、引火点が40度以上の第4類の危険物（軽油や灯油）を注入する場合であって、かつ、注入ホースの先端部に手動開閉装置を備えた注入ノズル（ピストルノズル）（開放状態で固定できる機能を有するものを除く。）により注入する場合には、緊結しないことができることとされている。

※運搬容器への詰め替えも、同様のピストルノズルにより可能。（逐条危政令より）

→ 静電気による火災が発生するおそれのある液体の危険物（ガソリン、軽油、灯油）をタンクに注入するときは、放電による火災、爆発を未然に防止するため、接地（アース）することとされている。（逐条危政令より）

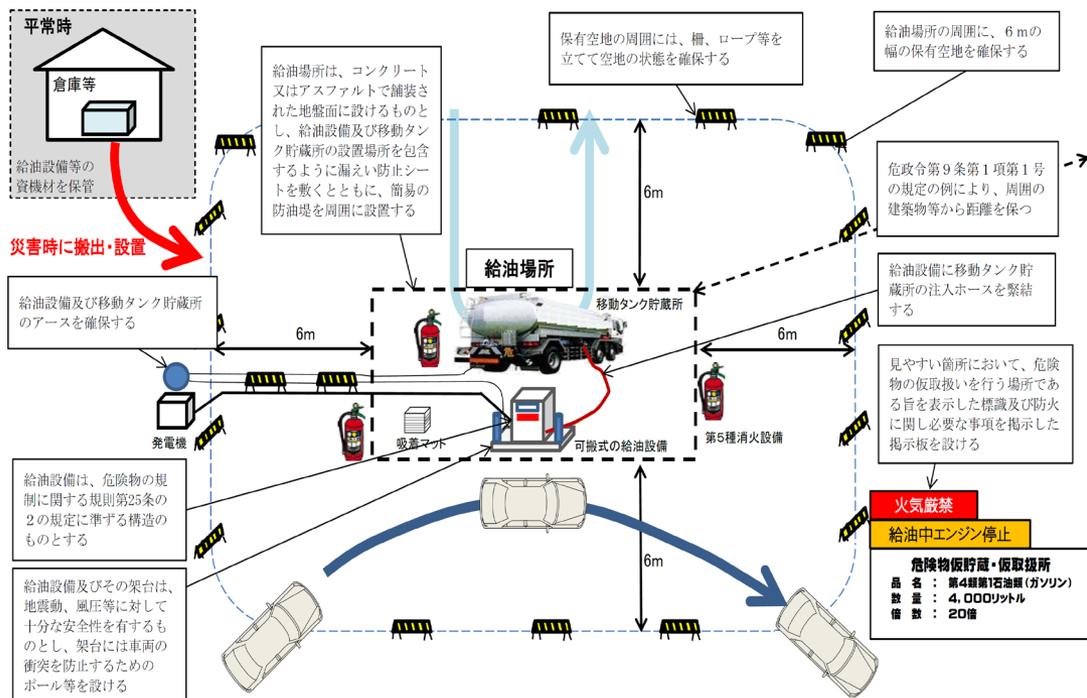
平成30年12月18日付け消防危第226号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」

【問の概要】

- 管内事業者より、災害時に周辺の給油取扱所において燃料供給が困難となった場合に、仮取扱いにより自動車への給油等を行うための実施計画について相談を受けた。
- 仮取扱いの形態としては、危険物の流出防止対策を施した場所において、可搬式の給油設備を移動タンク貯蔵所と接続し、危険物取扱者免状の保有者が当該給油設備を用いて自動車への給油等を行うとのことである。また、当該給油設備(本体及び付属する接地導線や電源ケーブル等)は、給油取扱所の固定給油設備と同等の性能を有するものとして第三者機関による性能評価を受けたものを用いるとのことである。
- 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン」に照らして検討したところ、(共通対策)に示されている措置は講じられており、(危険物の取扱い形態に特有の対策)に例示されている内容とは異なるが、この形態に即して必要な安全対策は講じられていると考えられることから、仮取扱いを認めることとして差し支えないか。

答 差し支えない。

仮取扱いに係るレイアウト(イメージ図)



※(共通対策)に示されている措置は講じられていることを前提とした取扱い形態に応じた対策。

(仮取扱いの概要)

平時は可搬式の給油設備等の資機材を倉庫等に保管しておき、災害時に当該資機材を自動車が入り出すために十分な広さを有する空地に設置して、給油設備に移動タンク貯蔵所の注入ホースを繋結し、給油設備を用いて自動車への給油又は容器への注油を行うもの。

(取扱い形態に応じた対策)*

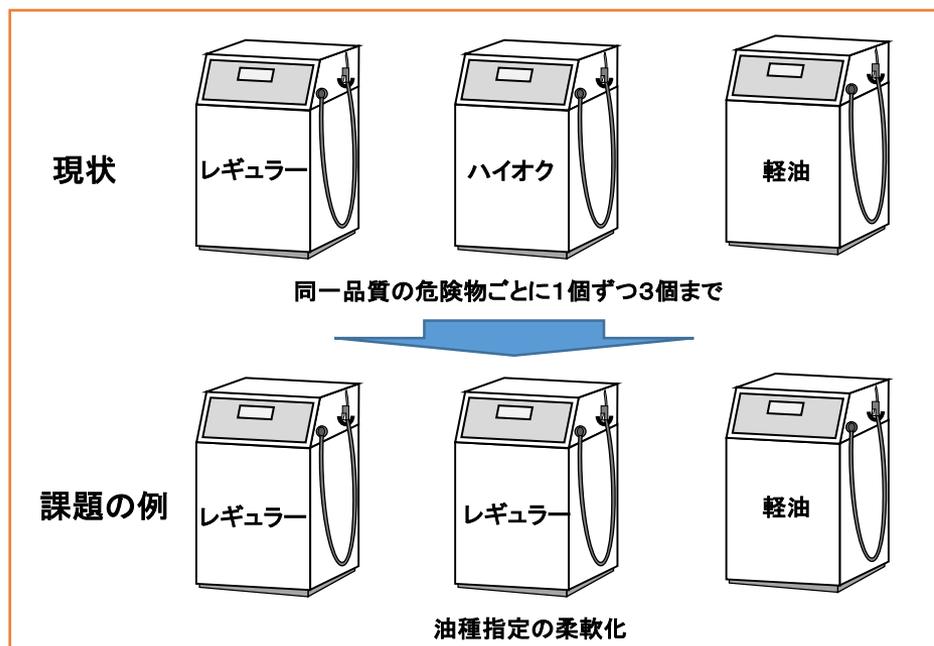
- (1) 給油設備は、危規則第25条の2(固定給油設備等の構造)の規定に準ずる構造。
- (2) 給油設備及びその架台は、地震動、風圧等に対して十分な安全性を有する。架台には、車両の衝突を防止するためのポール等を設ける。
- (3) 移動タンク貯蔵所1台につき、貯蔵する危険物はガソリン、灯油又は軽油のいずれか一種。
危険物の取扱い作業後において、移動タンク貯蔵所の注入ホース及び給油設備内の危険物を携行缶等に排出する際の吸気に供するため、移動貯蔵タンクのタンク室の一つは空室にしておく。
- (4) 危険物の取扱い作業の前後に点検を行い、その結果を記録し、保管。
- (5) 給油業務を行う時間帯は、取扱い作業の有無を問わず、作業員が常駐・監視。
- (6) 夜間等、給油業務が終了した後は、移動タンク貯蔵所を常置場所等に移動。

【消防法第10条】

指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

⑤簡易計量機の油種指定の柔軟化

防火地域及び準防火地域以外の地域においては、簡易計量機を、その取り扱う同一品質の危険物ごとに3個まで設けることができることとしているところ、同一品質の危険物を取り扱う簡易計量機を複数設けることを可能とする。



【消防法令の規定等】

○都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。（政令第17条第1項第7号）

→ 都市などの街区における地域の防火上の観点から、防火地域及び準防火地域以外の地域に限り、簡易タンクを設置することができることとされ、地上において危険物に着火・延焼する危険性を極力減らす観点から専用タンクは地下タンクとしている趣旨に鑑み、その数についても3つまでとされている。（逐条危政令より）

⑥危険物（灯油等）と日用品の巡回配送による燃料供給方策

配送効率性を高めるため、他の日用品とともに危険物（灯油等）を巡回配送することを可能とする。

（イメージ図）



【消防法令の規定等】

<タンクローリーで危険物を移送する場合>

○移動タンク貯蔵所による危険物の移送は、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させてこれをしなければならない。（法第16条の2）

→「移送」とは、移動タンク貯蔵所により危険物を運ぶ行為をいい、移送中は危険物取扱者の乗車義務があるが、危険物を積載することなく走行する場合は、移送にはあたらない。
（逐条解説 消防法（以下「逐条消防法」という。）より）

○製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。（政令第24条第1項第4号）

※製造所等…危険物施設の総称

○危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他不必要な物件を置かないこと。（火災予防条例（例）第30条第1項第2号）

→物件の必要性の有無については、具体的な製造所等の性格から合目的的に判断すべきであるが、製造所等においては、当該製造所等にとって必要のない物件を置くことは、たとえ整理がなされていても、認められないこととされている。指定数量未満の施設においても同様である。（逐条危政令より）

(イメージ図)



【消防法令の規定等（つづき）】

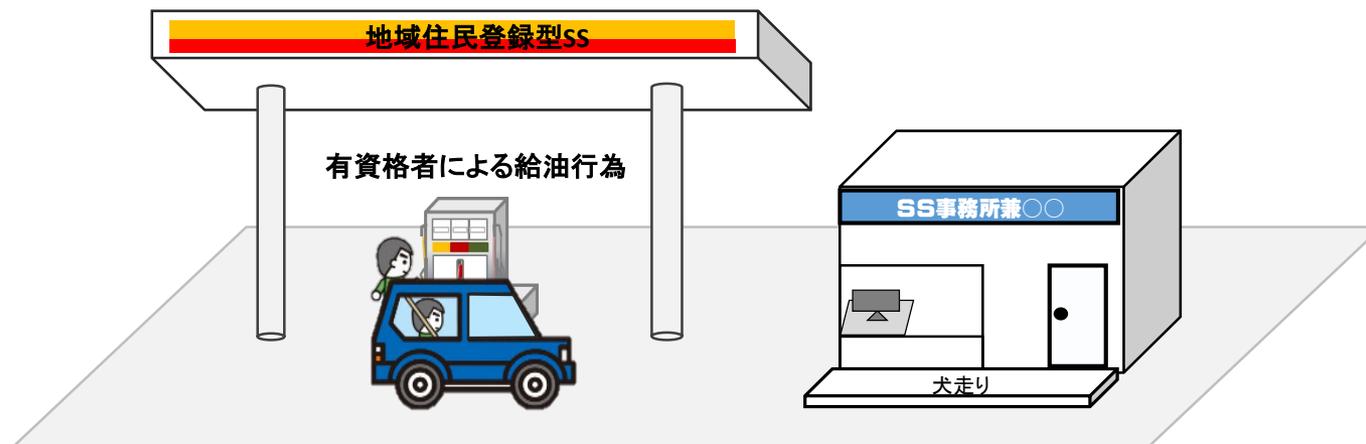
＜危険物を運搬する場合＞

- 危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。（法第16条）
 - ・指定数量未満であっても危険物の運搬は政令等で定められた「運搬容器」、「積載方法」、「運搬方法」により行うこととされている。（政令第28条、第29条、第30条）
 - ・指定数量以上の危険物を運搬する場合は、以下のような規則がある。
 - ◇運搬容器を積み重ねる場合には、3m以下で、総務省令で定めるところにより積載すること。
 - ◇車両の前後の見やすい箇所に「危」標識を掲げること。
 - ◇休憩等のために車両を一時停止させるときは、安全な場所を選び、かつ、運搬する危険物の保安に注意すること。
 - ◇運搬する危険物に適応する消火設備（消火器）を備えること。
 - ・専ら乗用の用に供する車両によりガソリンを運搬する場合は、22L以下の金属製ドラム（天板固定式のもの）又は金属製容器とすることとされている。
 - ・危険物を積載し、運搬する場合、以下のような規則や混載禁止のものがある。（規則第46条）
 - ◇危険物同士を混載する場合、類によって禁止されているものがある（指定数量1/10以下の危険物については、適用しない。）
 - ◇高圧ガス保安法第2条各号に掲げる高圧ガス（告示で定めるものを除く。）とは混載禁止。
【告示で定めるもの】
 - (1) 内容積120リットル未満の容器に充てんされた不活性ガス
 - (2) 内容積120リットル未満の容器に充てんされた液化ガス又は圧縮天然ガス（第四類の危険物と混載する場合に限る。）
 - (3) 内容積120リットル未満の容器に充てんされたアセチレンガス又は酸素ガス（第四類第三石油類又は第四石油類を混載する場合に限る。）

⑦給油者を限定した給油取扱所における危険物の取扱いや危険物取扱者のあり方

給油取扱所の利用者が地域住民に限られる場合、地域の実情を踏まえた給油取扱所の運営や燃料供給の担い手の確保等を可能とする。

(イメージ図)



【消防法令の規定等】

- 製造所等においては、危険物取扱者以外の者以外の者は、危険物取扱者（甲種又は乙種）（※）が立ち会わなければならない。

（法第13条第3項）

※当該製造所等に勤務する危険物取扱者に限られる（委託等により他の会社から派遣されている危険物取扱者については、当該製造所等の保安監督者の監督下にある場合には、本項の「危険物取扱者」に含まれると解される。）。

→ 危険物の取扱いを危険物取扱者による関与に係らせることによる製造所等の保安の確保をそのねらいとしている。危険性の大きい取扱行為についての危険物取扱者の「立会い」、及びその立会いなくして危険物の取扱者に従事することの禁止を定めたのが本項である。（逐条消防法より）

→ 危険物取扱者は、原則として当該製造所等に勤務する危険物取扱者に限られるとされているが、これは製造所等の所有者の支配に属さない者が取扱作業に立ち会っても保安上の責任を果たすだけの権限がないからである。（逐条消防法より）

⑧ 営業時間外におけるスペース活用の検討

営業時間外においては、顧客を出入りさせないための措置（ロープ等による囲い等）を講ずることとしているところ、地域のイベントや宅配ボックス利用等のため、営業時間外の顧客の出入りを可能とする。

イメージ



【消防法令の規定等】

○給油の業務が行われていないときは、係員以外の者を出入りさせないため必要な措置を講ずること。（政令第27条第6項第1号ワ）

→ 夜間、休日等、給油の業務が行われていないときは、いたずらや放火等による事故を防止する観点から、係員以外の者を出入りさせないため、ロープ、チェーン等による囲い等の措置を講ずることとされている。（逐条危政令より）

⑨セルフ給油取扱所におけるAI監視等による自動給油許可

セルフ給油取扱所においては、事業所内の制御卓に従業者を配置し、顧客による給油作業の監視等を行うこととしているところ、従業者による監視等に代えて、AI等を活用した監視システムにより自動で給油許可等を行うことを可能とする。

(イメージ図)



【消防法令の規定等】

<危険物取扱者による立会い>

- 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

(消防法第13条第3項)

【消防法令の規定等（つづき）】

<セルフ給油取扱所において顧客の作業を監視等する設備の基準>

- 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業（以下「顧客の給油作業等」という。）を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設けること。
 - ・制御卓は、全ての顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。
 - ・制御卓からの直接的な視認が妨げられるおそれのある部分は、制御卓における視認を常時可能とするための監視設備を設けること。
 - ・制御卓には、それぞれの顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器への危険物の供給を開始及び停止するための制御装置を設けること。
 - ・制御卓及び火災その他の災害に際し速やかに操作することができる箇所に、全ての固定給油設備及び固定注油設備のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。
 - ・顧客と容易に会話することができる装置を設けるとともに、給油取扱所内の全ての顧客に対し必要な指示を行うための放送機器を設けること。

（規則第28条の2の5第1項第6号）

- 顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器を設ける場合にあっては、次に定めるところによること。
 - ・可搬式の制御機器には、顧客用固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を開始及び停止するための制御装置を設けること。
 - ・可搬式の制御機器には、全ての固定給油設備等のホース機器への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設けること。

（規則第28条の2の5第1項第7号）

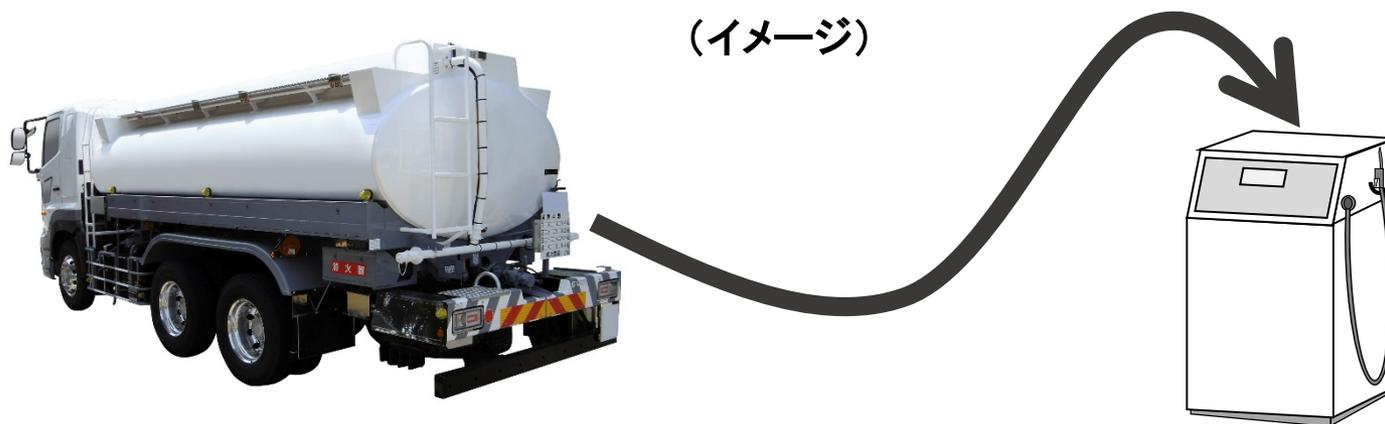
<セルフ給油取扱所における制御卓での取扱い基準>

- 制御卓において、次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うこと。
 - ・顧客の給油作業等を直視等による適切に監視すること。
 - ・顧客の給油作業等が開始されるときは、火気のないこと等その他安全上支障の無いことを確認した上で、制御装置を用いて危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
 - ・顧客の給油作業等が終了したとき及び固定給油設備等のホース機器が使用されていないときには、制御装置を用いて危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
 - ・非常時その他安全上支障があると認められる場合には、制御装置により危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内のすべての固定給油設備等における危険物の取扱いが行えない状態にすること。
 - ・放送機器等により顧客の給油作業等について必要な指示を行うこと。

（規則第40条の3の10）

⑩ローリーから簡易計量機への注入技術

タンクローリーから簡易計量機のタンクへ危険物を注入するときは、原則としてタンクローリーの注入ホースを緊結することとしているところ、タンクローリーから直接危険物を注入することを可能とする。

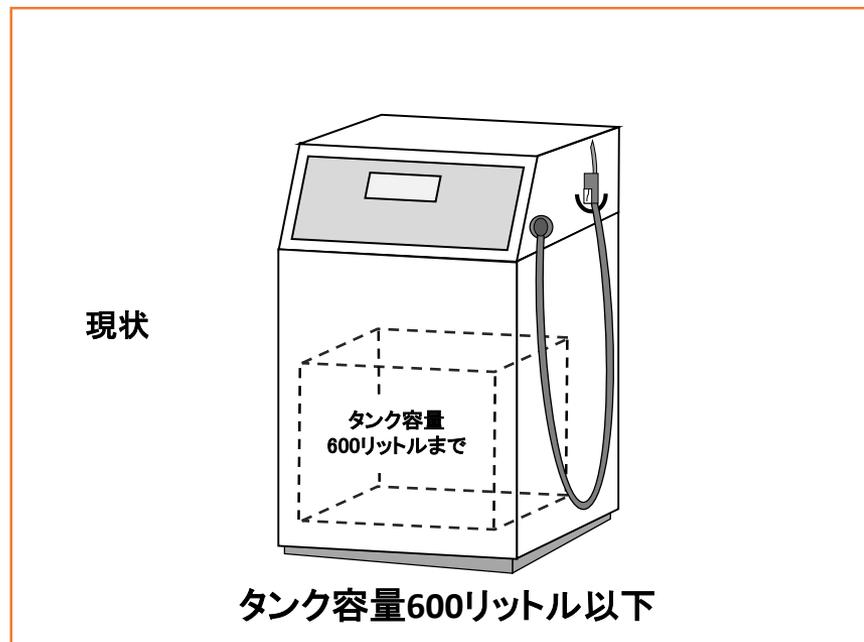


【消防法令の規定等】

- 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（簡易タンク）に危険物を注入するときは、当該タンクの注入口に移動貯蔵タンクの注入ホースを緊結すること。（政令第27条第6項第4号イ）
 - 移動貯蔵タンクから他のタンクに危険物の注入を行う際は、その注入口付近において流出事故等が発生するおそれがあるため、注入口に緊結することとされている。（逐条危政令より）
- 移動貯蔵タンクから危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに引火点が40℃未満の危険物を注入するときは、タンクローリーの原動機を停止させること。（政令第27条第6項第4号二）
 - 移動貯蔵タンクから他のタンクに注入するときは、着火源となりうるエンジンを停止して行うこととされている。（逐条危政令より）

⑪簡易計量機の容量制限のあり方

簡易計量機のタンク容量は600リットル以下とされているところ、タンク容量を増大させることを可能とする。



【消防法令の規定等】

○都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600リットル以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。（政令第17条第1項第7号）

→ 都市などの街区における地域の防火上の観点から、防火地域及び準防火地域以外の地域に限り、簡易タンクを設置することができることとされ、地上において危険物に着火・延焼する危険性を極力減らす観点から専用タンクは地下タンクとしている趣旨に鑑み、その数についても3つまでとされている。（逐条危政令より）

⑫屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和

給油取扱所の屋根（キャノピー）面積の大きさ等から、屋内給油取扱所として、自動火災報知設備等の安全対策を講ずることとしているところ、既存の施設のままキャノピー面積を大きくすることを可能とする。

【消防法令の規定等】

○屋内給油取扱所は、建築物の1階の床面積を除いた給油取扱所の用に供する部分（キャノピー部分の面積）の水平投影面積が、敷地面積から建築物の1階の床面積を除いた面積の3分の1を超えるものとする。（規則第25条の6）

→ 屋内給油取扱所は、屋外給油取扱所に比べ可燃性蒸気の滞留、火災時の避難困難性等の危険性が高いことから、可燃性蒸気の滞留防止、火災の延焼拡大防止、避難路の確保等の追加の安全対策を講ずることとされている。（逐条危政令より）

【屋内給油取扱所に必要な安全対策】

- ・壁、柱、床及びはりが耐火構造で、消防法施行令別表第1(6)項に掲げる用途(病院、養護老人ホーム等)を有しない建築物に設置すること。
- ・屋内給油取扱所は、当該建築物の給油取扱所の用に供する部分を、通風及び避難のため、道路に二方以上開放していることを原則とする。（通風及び避難のための空地を設ける場合は、同基準が適用できる。）
- ・一方のみが道路に開放されている屋内給油取扱所については、あらゆる場所から、災害等を想定した避難経路を確保するための避難口等を設置すること。
- ・引火点40度未満の危険物(ガソリン)を取り扱うものは、移動貯蔵タンクから危険物を注入するときに放出される可燃性の蒸気を回収する設備を設けること。
- ・自動車等の整備室及びポンプ室には、可燃性の蒸気を検知する警報設備を設置すること。
- ・可燃性の蒸気が滞留するおそれのある穴、くぼみ等を設けないこと。
- ・上階に他用途の施設があるものは、火災が発生した場合、上階への火炎噴出防止のため、注入口及び固定給油設備等を上屋内に設置するとともに、場合によっては、延焼防止上有効なひさしを設置すること。また、注入口周囲に、危険物の漏えいを局限化するための設備を設置すること。
- ・一方のみ開放又は上部に上階を有する屋内給油取扱所には、自動火災報知設備を設置すること。
- ・建築物の2階の部分を店舗等の用途に供するもの又は一方開放の屋内給油取扱所のうち、給油取扱所の敷地外へ直接通ずる避難口を設ける事務所等を有するものは、誘導灯を設置すること。

【水平投影面積の計算】

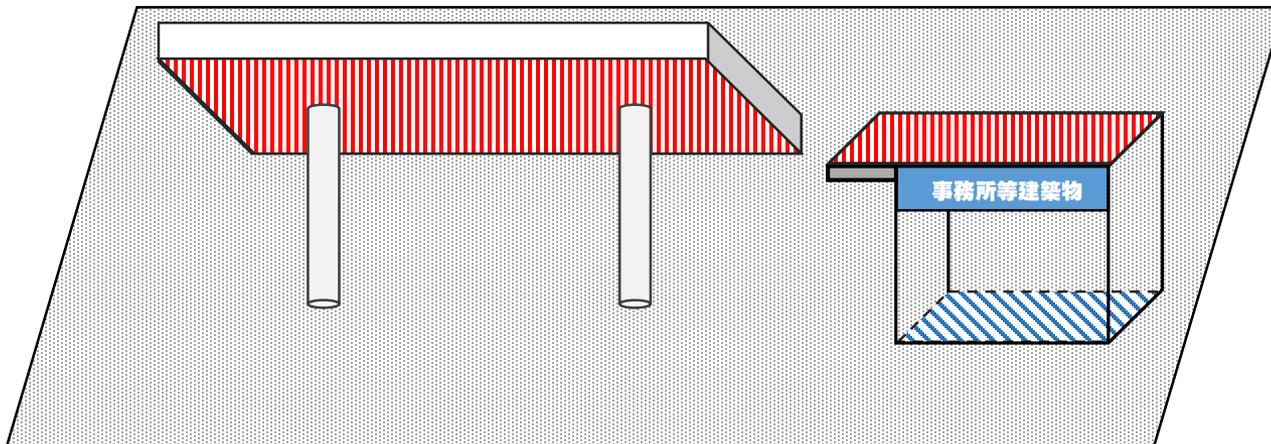
$$\text{I} \quad \boxed{\text{①建築物の給油取扱所の用に供する部分の水平投影面積}} - \boxed{\text{②建築物の給油取扱所の用に供する部分の1階の床面積}} = \boxed{\text{③上屋(キャノピー)面積(建物のひさしを含む。)}}$$

販売室、店舗、整備室、洗車室、住居、本店事務所、油庫、コンプレッサー室等

$$\text{II} \quad \boxed{\text{④給油取扱所の敷地面積}} - \boxed{\text{②の面積}} = \boxed{\text{⑤敷地面積のうち空地面積}}$$

$$\text{III} \quad \text{前 I 及び II から} \quad \frac{\boxed{\text{③の面積}}}{\boxed{\text{⑤の面積}}} > \frac{1}{3} \quad (\text{屋内給油取扱所となる。})$$

【計算イメージ図】



$$\frac{\boxed{\text{③の面積}} - \boxed{\text{②の面積}}}{\boxed{\text{④の面積}} - \boxed{\text{⑤の面積}}} > \frac{1}{3}$$

(屋内給油取扱所となる。)

【参考】給油取扱所内の空地等を活用する場合の関係規定（主に上記②関係）

<火災予防上の観点>

【出火防止に関する事項】

○電気設備（危政令第9条第1項第17号及び危政令第17条第21号）

- └ 急速充電設備等防爆構造とすることが困難な電気設備の設置場所について ※可燃性蒸気滞留範囲の明確化
（給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用（平成24年3月16日付け消防危第77号））

○駐車等の場所（危政令第27条第6項第1号チ）

- └ 給油するとき等の基準（危規則第40条の3の4） ※可燃性蒸気滞留範囲における駐車等の禁止
└ 駐停車スペースの白線等の区画
（給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について（昭和62年4月28日付け消防危第38号））

○火気の使用制限（危政令第24条第1項第2号）

※みだりな火気の使用の禁止

○火気の発生可能性のある物の使用制限（危政令第24条第1項第13号）

※可燃性蒸気等が滞留する範囲における火花が発生するおそれのものの使用制限

【延焼拡大防止に関する事項】

○固定給油設備等からの距離（危政令第17条第1項第12号等）

- └ 給油取扱所の附属設備（危規則第25条の5） ※火災が発生した場合の延焼防止等

○給油取扱所に設ける看板の取付け位置及び材質について

（危険物規制事務に関する執務資料の送付について（平成31年4月19日付け消防危第81号）） ※延焼防止及び動線の確保

○給油取扱所に設けるサインポール、看板、幕及び布等の材質について

（危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について（平成元年5月10日付け消防危第44号）） ※延焼防止

○整理清掃と不必要な物件の放置の制限（危政令第24条第1項第4号）

※火災予防上の危険の防止

<危険物の取扱い作業上の観点>

○駐車等の場所(危政令第27条第6項第1号チ)【再掲】

※安全な取扱い作業の確保

└ 給油するとき等の基準(危規則第40条の3の4)

└ 駐停車スペースの白線等の区画

(給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号))

○固定給油設備等からの距離(危政令第17条第1項第12号等)【再掲】

※安全な取扱い作業の確保

└ 給油取扱所の附属設備(危規則第25条の5)

○整理清掃と不必要な物件の放置の制限(危政令第24条第1項第4号)【再掲】

※安全な取扱い作業の確保

<人・車両の導線・火災時の避難に関する観点>

○給油空地(危政令第17条第1項第2号)

※自動車等の出入り時における事故防止

└ 給油空地(危規則第24条の14)

○給油に支障がある設備(危政令第17条第1項第23号)

※固定給油設備への衝突等の防止

○屋内給油取扱所の通風及び避難のために設ける空地(危政令第27条第6項第1号リ)

└ 二方が開放されている屋内給油取扱所の空地(危規則第25条の8)

※避難上支障となる物件の存置の防止

急速充電設備等防爆構造とすることが困難な電気設備の設置場所について

<法令の趣旨>

電気自動車の普及に伴う給油取扱所に急速充電設備を設置する場合には、給油取扱所におけるガソリン等の可燃性蒸気への着火や商業施設等における建物等への延焼等の火災危険性が想定されることから、急速充電設備が設置される場所に応じた火災予防上必要な安全対策のあり方について検討を行い、可燃性蒸気滞留範囲の明確化及び一定の安全基準を示している。

<関係規定>

【急速受電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設ける場合】

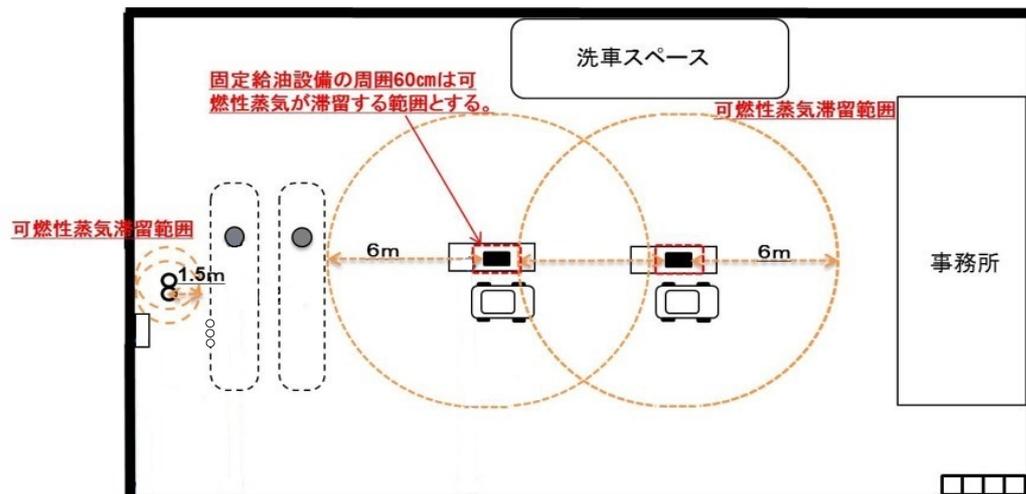
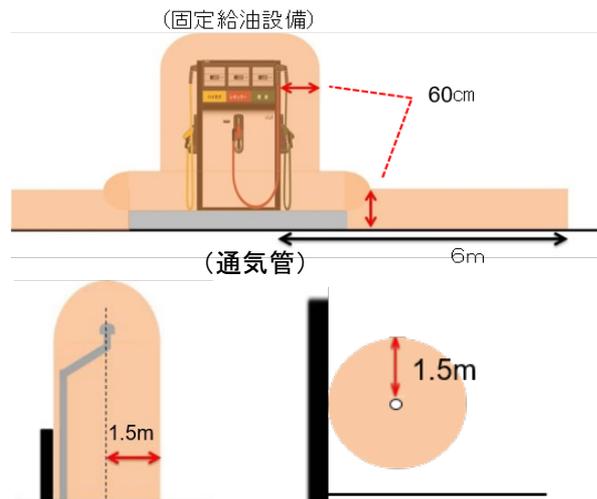
可燃性蒸気が滞留する範囲を、通常の取扱いで可燃性蒸気が発生するおそれのある場所を想定。

●固定給油設備

- (懸垂式以外)・・・固定給油設備の端面から水平方向6m、
基礎又は地盤面からの高さ60cmの範囲、固定給油設備の周囲60cmの空間
- (懸垂式)・・・ホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線から水平方向6m、
地盤面からの高さ60cm、固定給油設備の端面から水平方向60cm

●通気管

通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mの範囲



急速充電設備等防爆構造とすることが困難な電気設備の設置場所について

【急速受電設備の電源を緊急に遮断できる装置を設けない場合】

可燃性蒸気が滞留する範囲を、流出事故時に発生する可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所を想定。

●固定給油設備

(懸垂式以外)・・・固定給油設備の端面から水平方向11m、
基礎又は地盤面からの高さ60cmの範囲、固定給油設備の周囲60cmの空間

(懸垂式)・・・ホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線から水平方向11m、
地盤面からの高さ60cm、固定給油設備の端面から水平方向60cm

●専用タンク

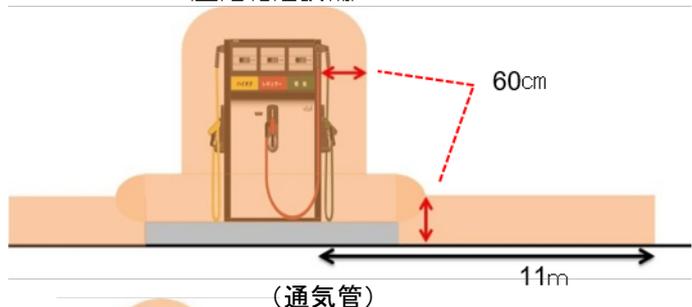
マンホール・・・マンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14m、
地盤面からの高さ60cmの範囲

注入口・・・注入口の中心から排水溝までの最大下り勾配となっている直線から水平方向16m、
地盤面からの高さ60cmの範囲

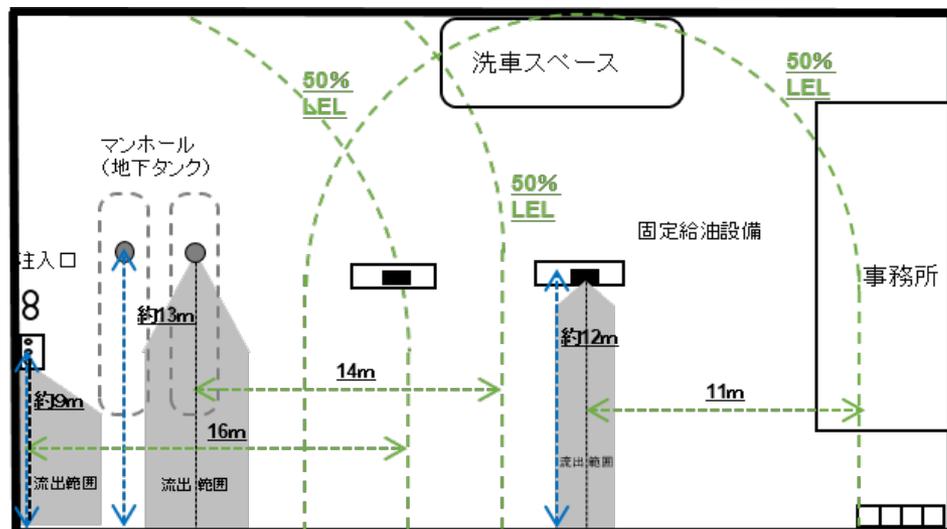
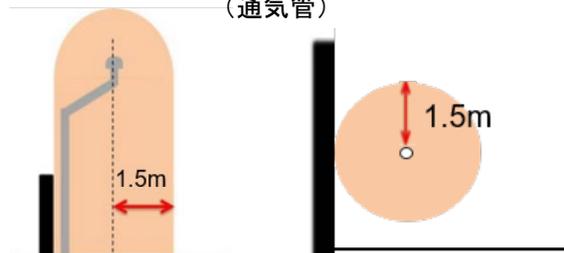
●通気管

通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mの範囲

(固定給油設備)



(通気管)



※流出開始から約3分程度で上図の範囲まで可燃性蒸気が到達

駐車等の場所

<法令の趣旨>

自動車等に給油しているとき、また、移動タンクから専用タンクに危険物を注入しているときは、その周囲が可燃性蒸気の滞留する危険雰囲気になるおそれがあることから、固定給油設備等から定められた距離以内の部分において、他の自動車等の駐車が禁じられている。

<関係規定>

【給油取扱所における取扱いの基準】(危政令第27条第6項第1号チ)

- ◆ 自動車等に給油するときその他の総務省令で定めるときは、固定給油設備又は専用タンクの注入口若しくは通気管の周囲で総務省令で定める部分においては、他の自動車等が駐車することを禁止するとともに、自動車等の点検若しくは整備又は洗浄を行わないこと。

【給油するとき等の基準】(危規則第40条の3の4)

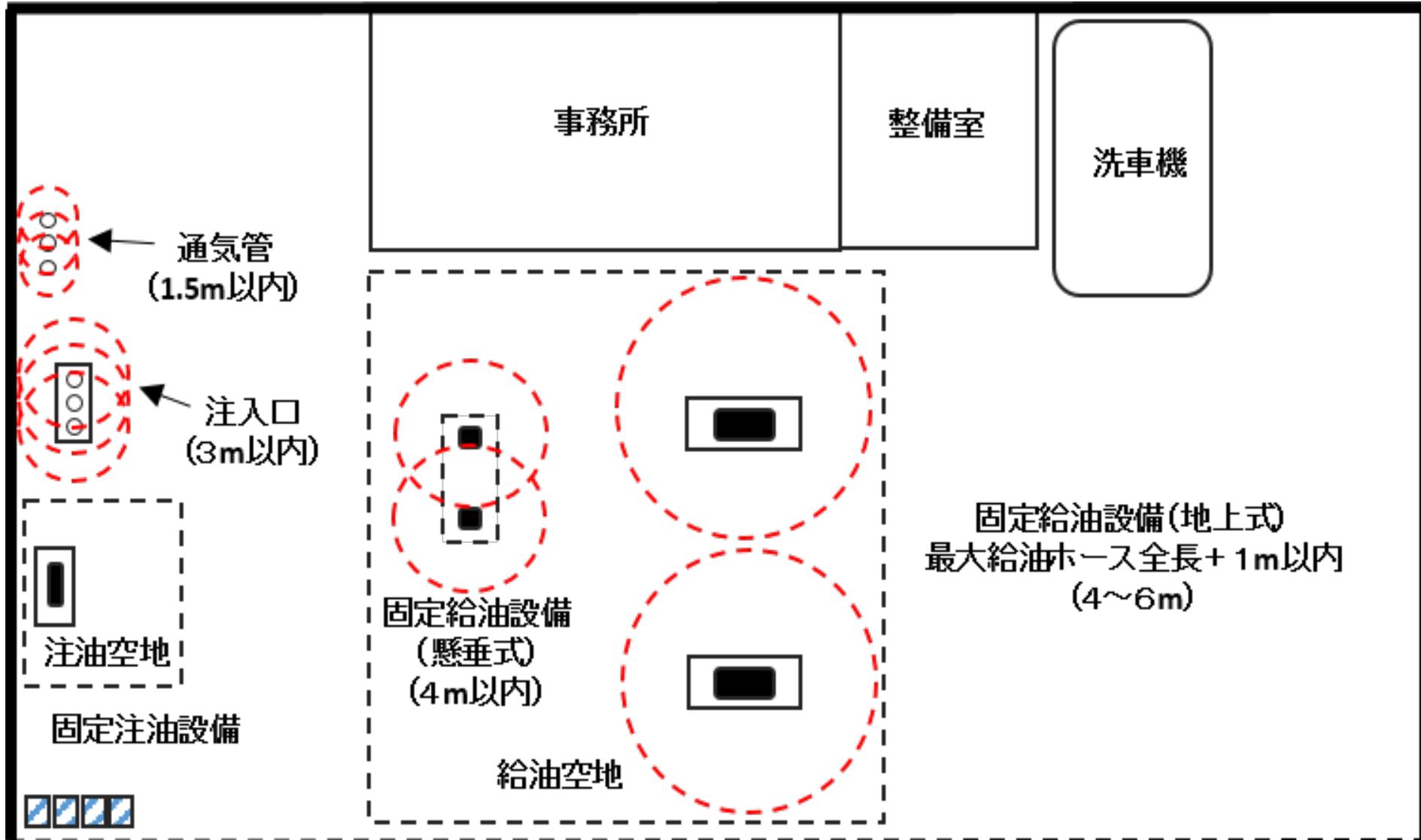
危政令第27条第6項第1号チの総務省令で定めるとき及び同号チの総務省令で定める部分は、次のとおりとする。

- ◆ 自動車等に給油するとき
 - ・ 懸垂式の固定給油設備から4m以内、その他の固定給油設備から最大給油ホース全長+1m以内(4~6m)
- ※規則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途(自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場)に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部を除く。
- ◆ 移動貯蔵タンクから専用タンクに危険物を注入するとき
 - ・ 専用タンクの注入口から3m以内、専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内

【給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について(昭和62年4月28日付け消防危第38号)】

- ◆ 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、当該自動車等の運転をするものが給油取扱所の敷地外にあって直ちに運転することができない状態にあることをいい、当該自動車等の運転をする者が給油取扱所の敷地内にあり係員の誘導等により直ちに運転することができる場合を含まないものであること。
- ◆ あらかじめ固定給油設備から4m以内の部分、専用タンクの注入口から3m以内の部分及び専用タンクの通気管から1.5m以内の部分以外の部分に白線等で明瞭に区画された駐停車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。

【危政令第27条第6項第1号チで定める駐車禁止場所の例】



<法令の趣旨>

- 製造所等における火気の使用制限について定めたもの。
- およそ、化学工業等において火気を使用することは、その工程において当然生じることであるが、工程において必要以上に火気を使用すれば危険が生じることになるため。
- 「みだりに」火気を使用するとは、この趣旨から、製造所等において必要がないにもかかわらず火気を使用する場合である。具体的には、政令第3章に定められた設備により火気を使用する場合、あるいは同章の規定により認められた場合において、火気を最小限度使用する場合を除いて、製造所等では火気の使用はできないと解すべきである。
- 本号により義務を課せられている者は、製造所等内にいる全ての者である。

<関係規定>

【通則】(危政令第24条第1項第2号)

- ◆ 製造所等においては、みだりに火気を使用しないこと。

火気の発生可能性のある物の使用制限

<法令の趣旨>

- 本号は、可燃性の蒸気、ガス等の滞留するおそれのある場所での、火花を発生するおそれのあるものの使用制限について規定したものである。
- 火気の使用制限については、すでに本条第2項で規定しているが、本号では、さらに特に火災発生のある場所での火花の発生の防止措置を規定している。
- 「可燃性の蒸気」とは、可燃性の液体が蒸発したものであり、ガソリン等の可燃性液体の蒸気を指す。
- 「電線と電気器具との完全な接続」は、政令第3章の位置、構造及び設備の技術上の基準による設備面からの規制と一体となることによって、危険物の保安の確保が図られるものである。
- 前段に規定された場所では、例示された「火花を発する機械器具、工具、履物」に限らず、およそ火花を発するものの使用は、全て禁止される。
- 本号により義務を課せられている者は、前段に規定された場所に入出入りする全ての者である。

<関係規定>

【通則】(危政令第24条第1項第13号)

- ◆ 可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、火花を発する機械器具、工具、履物等を使用しないこと。

<法令の趣旨>

●敷地境界線及び建築物側

給油等に伴う可燃性蒸気の滞留、危険物の漏えい等が生じた場合における出火防止、火災等が発生した場合の延焼防止等、防災上の観点から、敷地境界線及び建築物の壁から間隔を保つこととされている。

<関係規定>

【固定給油設備等】(危政令第17条第1項第12号及び13号)

●固定給油設備

敷地境界線から2m以上

建築物の壁から2m (給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合は1m) 以上

●固定注油設備

敷地境界線から1m以上

建築物の壁から2m (給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合は1m) 以上

固定給油設備等からの距離

【付随設備】(危規則第25条の5)

◆ 自動車等の洗浄を行う設備

- ・ 蒸気洗浄機…懸垂式の固定給油設備から4m以上、その他の固定給油設備から最大給油ホース全長+1m以上(4~6m)、周囲には不燃材料で造った高さ1m以上の囲いを設けるとともに、その囲いの出入口は、固定給油設備に面しないものとする、排気筒には高さ1m以上の煙突を設けること。
- ・ 洗車機…懸垂式の固定給油設備から4m以上、その他の固定給油設備から最大給油ホース全長+1m以上(4~6m)

※危規則第25条の4第1項第4号の用途(自動車等の洗浄を行う作業場)に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部に設ける場合は除く。)

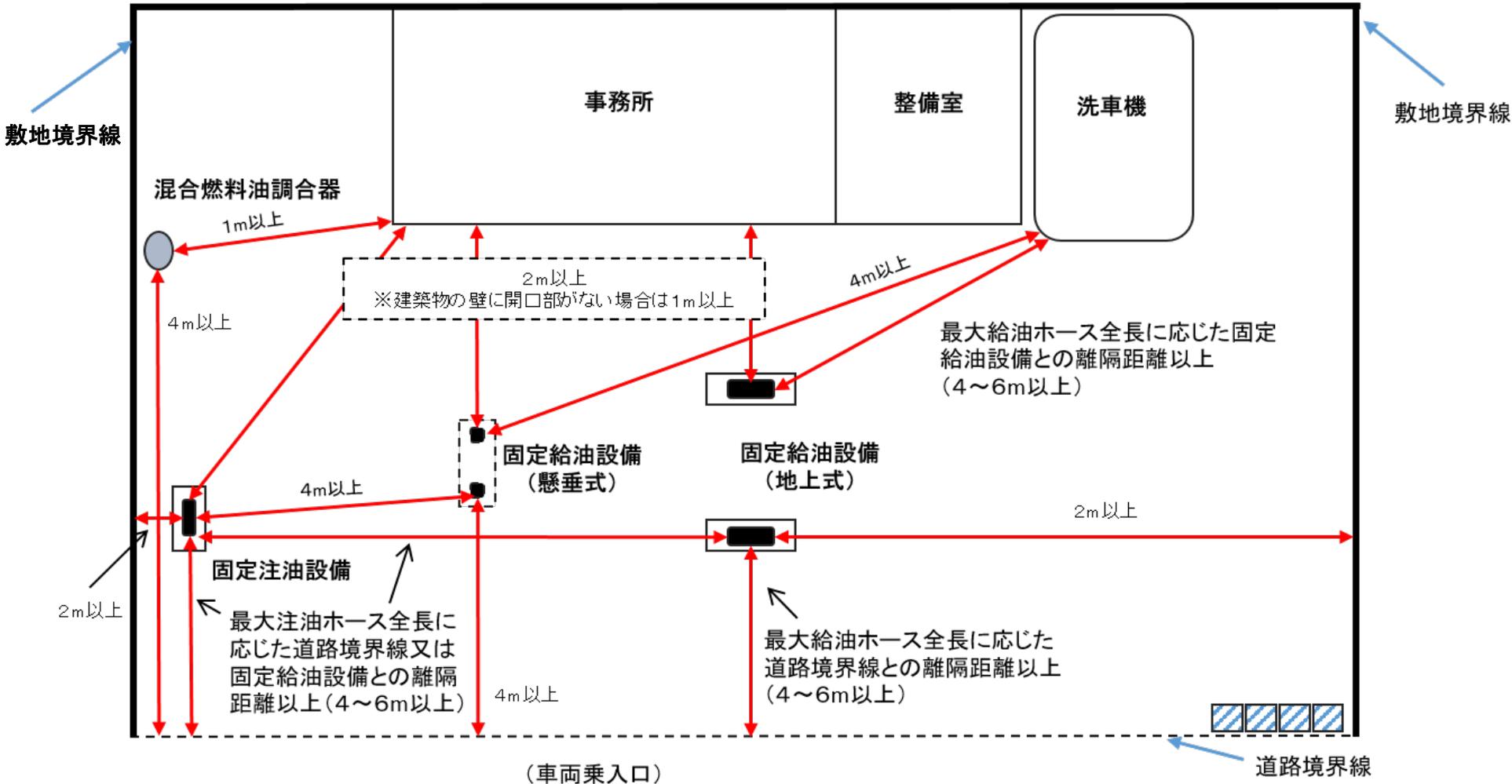
◆ 自動車等の点検・整備を行う設備(オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバランサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等)…懸垂式の固定給油設備から4m以上、その他の固定給油設備から最大給油ホース全長+1m以上(4~6m)かつ道路境界線から2m以上

※危規則第25条の4第1項第3号の用途(自動車等の点検・整備を行う作業場)に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部に設ける場合は除く。)

◆ 混合燃料油調合器…給油に支障がない場所、建築物(危規則第25条の4第1項第1号の用途(給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場)に供する部分を除く。)から1m以上かつ道路境界線から4m以上

固定給油設備等からの距離

【固定給油設備等からの距離の例】



<関係規定>

【危険物規制事務に関する執務資料の送付について】(平成31年4月19日付け消防危第81号)

[問い]

給油取扱所に設ける看板については、昭和45年8月4日付け消防予第160号、昭和45年11月21日付け消防予第231号、昭和47年1月12日付け消防予第30号及び昭和47年2月10日付け消防予第55号において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ、次のとおり取り扱うこととしてよいか。

1 令第17条第1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板(いわゆるサインポール)にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

2 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とする。

[回答]

お見込みのとおり。

<関係規定>

【危険物規制事務に関する執務資料(給油取扱所関係)の送付について】
(平成元年5月10日付け消防危第44号)

[問い]

給油取扱所においては、洗車機等の付随設備以外の設備は、給油に支障がないと認められる範囲内に限り設けてもよいこととされ、火災予防上の観点からサインポール、看板等は難燃性の材料で造り、幕、布等は防災処理を施したものを使用することとされている。今後も指導上変更はないと解してよいか。

[回答]

変更はない。

<法令の趣旨>

- 製造所等内における危険物その他のものの整理清掃について、及び不必要な物件の放置の制限について定めたものである。
- 製造所ないにおいて、危険物その他のものが雑然とした状態であったり、あるいは必要のない物件が置かれていたのでは火災予防上危険であることから、そうした状態の防止を目的として定められたものである。
- 物件の必要性の有無については、具体的な製造所等の性格から合目的的に判断すべきである。例えば、製造所においては、原料や製品を置くための台とか作業をするための机等は通常必要であり、こうしたものは整理されていけば差し支えない。しかしながら、原料を取り出した後の空箱等当該製造所にとって必要のない物件を置くことは、たとえ整理がなされていても、認められないこととなる。
- 本号により義務を課せられている者は、当該製造所等において作業に従事する者である。

<関係規定>

【通則】(危政令第24条第1項第4号)

- ◆ 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

<法令の趣旨>

- 給油取扱所は、一般に不特定の自動車等が出入りする施設であるので、防災対策としては、まずこれらの自動車等の出入り時における事故防止について配慮する必要がある。その意味において給油取扱所のおおきさが定められている。
- 給油空地の大きさは、自動車等が給油取扱所に入り、給油を受けて出て行くまでの間に、後進等をしなければならない事態が起こらないだけの広さが必要であり、さらに給油に伴う危険物の火災等の事故発生の際危険を周囲に及ぼすことのない広さであることも必要である。
- 間口10m以上、奥行6m以上の規定は、小型自動車を基準として、その最小回転半径等を考慮して定められたものである。
- 給油空地は、固定給油設備を設け、自動車等の出入り及び給油に利用される空地であり、他の用途、例えば洗車機等を設置し、その業務を行うなどの附帯業務に利用することはできない場所である。

<関係規定>

【給油空地】(危政令第17条第1項第2号)

固定給油設備のうちホース機器の周囲(懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方)に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするのための、間口10m以上、奥行6m以上の空地で総務省令で定めるものを保有すること。

【給油空地】(危規則第24条の14)

令第17条第1項第2号の総務省令で定める空地は、次に掲げる要件に適合する空地とする。

- 一 自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。
- 二 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。
- 三 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

<法令の趣旨>

- 給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこととされている。
- 「給油に支障がある設備」とは、自動車等の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものである。
- 例えば、給油空地等外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱われるほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められる物を空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものである。
- また、樹木、花壇等についても給油に支障がないと認められる限り設けて差し支えないものである。

<関係規定>

【給油に支障がある設備】(危政令第17条第1項第23号)

給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこと。

屋内給油取扱所の通風及び避難のために設ける空地

<関係規定>

【給油取扱所における取扱いの基準】(危政令第27条第6項第1号チ及びリ)

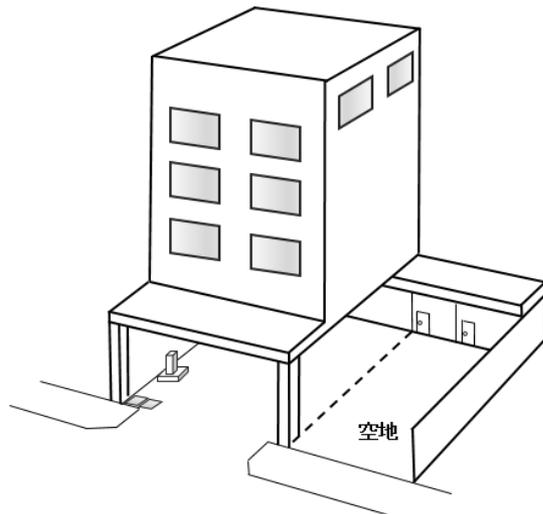
- ◆ 危政令第17条第2項第9号の総務省令で定める空地には、自動車等が駐車又は停車することを禁止するとともに、避難上支障となる物件を置かないこと。

【二方が開放されている屋内給油取扱所の空地】(危規則第25条の8)

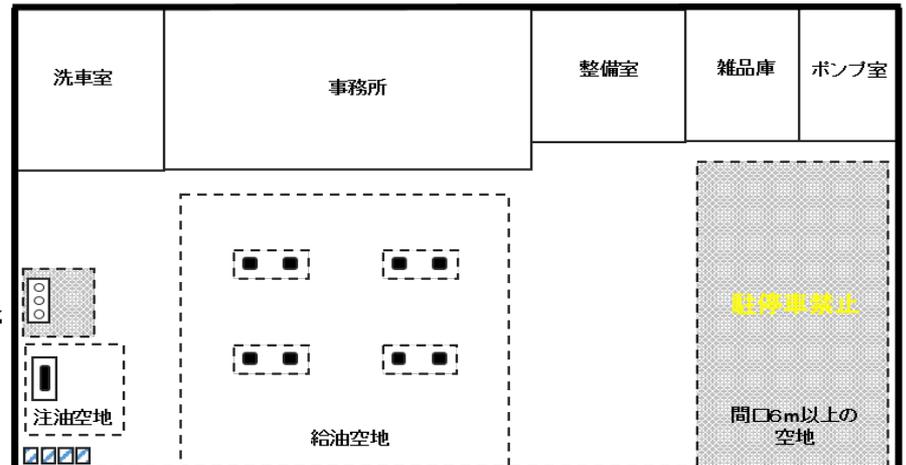
危政令第17条第2項第9号の総務省令で定める空地は、次のとおりとする。

- ◆ 当該空地は、給油空地、注油空地並びに危規則第25条の4第1項第3号及び第4号の用途(自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場)に供する部分以外の給油取扱所の敷地内の屋外の場所に保有すること。
- ◆ 当該空地は、間口が6m以上、奥行が建築物の危規則第25条の4第1項第1号の用途(給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場)に供する部分の奥行以上であり、かつ、避難上及び通風上有効な空地であること。
- ◆ 当該空地は、その範囲を表示するとともに、その地盤面に「駐停車禁止」の文字を表示(文字は黄色で縦1m以上、横5m以上)すること。

【危政令第17条第2項(屋内給油取扱所)第9号の総務省令で定める空地の例】



注入口
(15㎡以下の
漏えい局限化
措置)



原則として車両の
出入り禁止

